

当院では、院外処方せんの「一般名処方」を行っております。後発医薬品が存在する採用医薬品については、一般名（成分名）への切り替えを行っております。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。当院では一般名処方の趣旨を十分に説明しています。

また、令和 6 年 10 月から長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に、一部の先発医薬品を患者様が希望された場合、先発医薬品と最高価格の後発医薬品の価格差の 4 分の 1 が選定療養費として患者様負担となる場合がございます。